

利用終了及び資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

株式会社オアシスMSC発行のICカードについて (浜松労災病院職員様用)

これまでのご利用に対しまして、厚く御礼申し上げます。

株式会社オアシスMSCが発行したICカード（浜松労災病院職員様用）につきましては、平成29年4月30日（日）をもちまして利用を終了させていただきました。

ご利用終了日：平成29年4月30日（日）

ご利用終了日後のICカード残額精算について

上記ご利用終了日経過後のICカードの残額精算につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、払戻しを行いますので、以下の払戻し申出期間内にお申し出ください。

**払戻しの申出期間：平成29年5月1日（月）7時30分から
～ 平成29年10月31日（火）19時まで
平日：7時30分～19時 土・日・休祝日：8時30分～15時**

※ 上記払戻し申出期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますので
ご注意ください。

お申し出方法及び払戻し方法

浜松労災病院1階売店に残額があるICカードをお持ちください。その場で現金にて精算いたします。

払戻しの対象となるICカード



「職員用ICカード」と記載されているICカード

お問合せ先

株式会社オアシスMSC

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 蒲田朝日ビルディング8階

TEL：03-5711-8215

※照会時間は、午前10時～午後6時まで（土・日・休祝日を除く）